機密保持誓約書

独立行政法人国際交流基金御中

年　　月　　日

住所
会社名
代表者名　　印

当社は、独立行政法人国際交流基金（以下「貴基金」という。）の「令和 9～10 年度日本語能力試験電算処理関連業務一式」に係る意見招請（以下「本件意見招請」という。）に関し、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

1　弊社は、本件意見招請によって知り得た貴基金に関する機密情報（以下「本件機密情報」という。）の漏えい、滅失又はき損の防止その他の本件機密情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

2　弊社は、本件意見招請参加中及び参加後において、本件機密情報を第三者に提供・開示しません（ただし、法令の定めに基づき又は権限のある官公庁から要求があった場合を除きます）。

3　弊社は、本件機密情報について、本件意見招請の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製又は改変しません（ただし、事前に貴基金から書面による承諾を受けた場合を除きます）。

4　弊社は、本件意見招請が終了したとき又は本件意見招請への参加を取りやめたときは、本件機密情報（前項において甲の承諾のもと複製した場合には、当該複製物を含む。）を直ちに返還するか、あるいは、本件機密情報の返還が不可能ないし著しく困難な場合には、貴基金の指示に従い、適切な方法により廃棄します。

5　弊社は、前 4 項に違反する事態が発生したことを知ったときは、直ちに貴基金に報告し、貴基金の指示に従います。

6　貴基金は、本件機密情報の適切な取扱いのために必要があると認めるときは、弊社に本件機密情報の管理状況を報告させ、又は弊社に対して当該管理状況を改善すべきことを指示することができるものとし、弊社は、正当な理由のない限り、この指示に従わなければならないものとします。

7　貴基金は、弊社の本件機密情報の管理状況について、通常の業務時間内に事前連絡の上、検査し、又は必要な資料の提出を求めることができるものとし、弊社は、この検査又は資料提出を、正当な理由のない限り、拒むことができないものとします。

8　弊社は、本件機密情報を利用する弊社の従業員を必要最小限に限るとともに、当該従業員に対し、本項において弊社が負う義務と同様の義務を負わせます。

9　弊社が第 1 項から第 8 項までの規定に違反したことにより、貴基金又は第三者に損害を与えたときは、弊社はその損害を賠償するものとします（ただし、貴基金が他の事由により損害賠償を請求することにつき妨げるものではありません）。

10　弊社が本件意見招請によって知り得た情報のうち、第 1 項に定める本件機密情報以外の情報であって、貴基金が秘密である旨を明示した情報については、第 1 項から前項までの規定を準用します。

以上